

研修受講生の資格取得に係る研修受講料助成制度要綱

制 定（平成23年4月1日）

一部改正（平成24年4月1日）

（目 的）

第1条 この制度は、県内技術者の技術力向上に向けて知識習得のための国家資格取得を推進するため、公益財団法人鳥取県建設技術センター（以下「センター」という。）が実施する資格取得のための受験対策研修を受講した受講生が、その国家資格を取得した場合、センター研修受講料の一部を助成しようとするものである。

（助成対象研修）

第2条 助成の対象とするセンター研修は、次のとおりとする。

- （1）技術士受験対策
- （2）RCCM受験対策
- （3）労働安全コンサルタント受験対策
- （4）コンクリート診断士受験対策
- （5）その他、センター主催の建設技術研修検討委員会でその年度の受験対策研修として実施することを承認されたもの。

（助成金額）

第3条 助成金の金額は、1研修1人につき、受講料の1/3を助成する。

助成金額に端数が出る場合は、小数点以下切り捨てることとする。

2 助成の有効期間は、センター研修を受講した年度の終了するまでとし、年度を過ぎた申請は受け付けないものとする。ただし、当該年度内に国家試験を受験しており、合格発表が年度を過ぎた場合は有効とする。

（助成金の申請）

第4条 助成金を申請しようとする会社は、国家資格に合格した合格証の写し及びセンター研修の修了証書の写しを添付して、様式1の「研修受講料助成金申請書」をセンター代表理事に提出するものとする。

（助成金の交付）

第5条 前条の規定により、関係書類の提出があったときは、内容を審査の上、様式2の「研修受講料助成金交付決定通知書」を通知し、速やかに助成金を交付するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、センター代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、平成24年4月1日から施行する。

様 式1

研修受講料助成金申請書

公益財団法人鳥取県建設技術センター代表理事 様

次の研修受講料について、国家試験に合格し、助成を受けたいので申請します。

1. 研 修 名
2. 受講年月日
3. 受講者氏名
4. 受 講 料
5. 国家資格名
6. 合格年月日
7. 振 込 先

平成 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者名
電話番号

(注) 国家試験に合格した合格証の写し、当センター研修の修了証書の写しを添付すること。

様 式2

平成 年 月 日

様

公益財団法人鳥取県建設技術センター
代表理事

研修受講料助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった、研修受講料の助成金について、
次のとおり交付することを通知します。

1. 対象研修名
2. 対象受講者名
3. 交 付 金 額